

証券コード 4764

平成27年4月7日

株 主 各 位

大阪市北区西天満四丁目11番22号
株式会社デジタルデザイン
代表取締役社長 寺 井 和 彦

第19期定時株主総会招集ご通知の一部訂正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成27年4月7日付にてご送付いたしました当社「第19期定時株主総会招集ご通知」におきまして、一部訂正すべき事項がございましたので、ここでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり謹んで訂正させていただきます。

敬 具

記

訂正箇所1（連結注記表 7. 重要な後発事象に関する注記 20ページ）訂正箇所は下線で表示しております。

【訂正前】

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

【訂正後】

7. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成27年3月11日開催の取締役会において、平成27年4月22日開催予定の第19期定時株主総会に「資本金の額の減少の件」及び「資本準備金の額の減少の件」並びに「剰余金の処分の件」について付議することを決議いたしました。

(1) 資本金及び資本準備金の減少並びに剰余金の処分の目的

創業20年を迎えるにあたり過去の累積損失を削減し、企業価値向上のための今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額の減少を、同法第448条第1項の規定に基づき資本準備金の全額を減少し、会社法第452条の規定に基づく剰余金の処分を行うことといたしました。

(2) 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

① 減少する資本金及び資本準備金の額

資本金の額1,119,605,565円を132,179,578円減少し、減少後の資本金の額を987,425,987円といたします。

資本準備金の額1,348,605,520円を1,348,605,520円減少し、減少後の資本準備金の額を0円といたします。

② 資本金及び資本準備金の額の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金及び資本準備金の額のみ減少いたします。

資本金の減少額132,179,578円及び資本準備金の減少額1,348,605,520円は、全額その他資本剰余金に振り替える処理を行います。

(3) 剰余金の処分（その他資本剰余金の繰越利益剰余金への振替）の内容

① 処分する剰余金の額

その他資本剰余金1,480,785,098円の全額を、繰越利益剰余金に振り替える処理を行い、当期末の欠損を全額解消する予定であります。

② 減少する剰余金の額 その他資本剰余金 1,480,785,098円

③ 増加する剰余金の額 繰越利益剰余金 1,480,785,098円

④ 増減後の剰余金の額 その他資本剰余金 0円

繰越利益剰余金 0円

(4) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

- ・取締役会決議日 平成27年3月11日（水）
- ・株主総会決議日 平成27年4月22日（水）（予定）
- ・債権者異議申述公告 平成27年4月28日（火）（予定）
- ・債権者異議申述最終期日 平成27年5月28日（木）（予定）
- ・効力発生日 平成27年6月1日（月）（予定）

(5) その他の重要な事項

本件は、「純資産の部」における科目間の振替処理であり、当社の純資産額には変動はなく、業績に与える影響はありません。なお、上記内容につきましては、第19期定時株主総会において、承認可決されることを条件といたします。

訂正箇所 2（個別注記表 7. 関連当事者との取引に関する注記 26ページ）訂正箇所は下線で表示しております。

【訂正前】

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	アズ株式会社	10,000	法人向け営業アウトソーシングサービス	<u>65.2</u>	-	システムの開発受託	システムの開発 <u>(注)</u>	50,000	-	-

(注) システムの開発については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

【訂正後】

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	アズ株式会社 <u>(注1)</u>	10,000	法人向け営業アウトソーシングサービス	<u>二</u>	-	システムの開発受託	システムの開発 <u>(注2)</u>	50,000	-	-

(注1) 当社の主要株主松田元氏が議決権の65.2%を間接所有しています。

(注2) システムの開発については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

訂正箇所3（個別注記表 9. 重要な後発事象に関する注記 26ページ）訂正箇所は下線で表示しております。

【訂正前】

9. 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

【訂正後】

9. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成27年3月11日開催の取締役会において、平成27年4月22日開催予定の第19期定時株主総会に「資本金の額の減少の件」及び「資本準備金の額の減少の件」並びに「剰余金の処分の件」について付議することを決議いたしました。

(1) 資本金及び資本準備金の減少並びに剰余金の処分の目的

創業20年を迎えるにあたり過去の累積損失を削減し、企業価値向上のための今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額の減少を、同法第448条第1項の規定に基づき資本準備金の全額を減少し、会社法第452条の規定に基づく剰余金の処分を行うことといたしました。

(2) 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

① 減少する資本金及び資本準備金の額

資本金の額1,119,605,565円を132,179,578円減少し、減少後の資本金の額を987,425,987円といたします。

資本準備金の額1,348,605,520円を1,348,605,520円減少し、減少後の資本準備金の額を0円といたします。

② 資本金及び資本準備金の額の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金及び資本準備金の額のみ減少いたします。

資本金の減少額132,179,578円及び資本準備金の減少額1,348,605,520円は、全額その他資本剰余金に振り替える処理を行います。

(3) 剰余金の処分（その他資本剰余金の繰越利益剰余金への振替）の内容

① 処分する剰余金の額

その他資本剰余金1,480,785,098円の全額を、繰越利益剰余金に振り替える処理を行い、当期末の欠損を全額解消する予定であります。

<u>② 減少する剰余金の額</u>	<u>その他資本剰余金</u>	<u>1,480,785,098円</u>
<u>③ 増加する剰余金の額</u>	<u>繰越利益剰余金</u>	<u>1,480,785,098円</u>
<u>④ 増減後の剰余金の額</u>	<u>その他資本剰余金</u>	<u>0円</u>
	<u>繰越利益剰余金</u>	<u>0円</u>

(4) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

<u>・取締役会決議日</u>	<u>平成27年3月11日（水）</u>
<u>・株主総会決議日</u>	<u>平成27年4月22日（水）（予定）</u>
<u>・債権者異議申述公告</u>	<u>平成27年4月28日（火）（予定）</u>
<u>・債権者異議申述最終期日</u>	<u>平成27年5月28日（木）（予定）</u>
<u>・効力発生日</u>	<u>平成27年6月1日（月）（予定）</u>

(5) その他の重要な事項

本件は、「純資産の部」における科目間の振替処理であり、当社の純資産額には変動はなく、業績に与える影響はありません。なお、上記内容につきましては、第19期定時株主総会において、承認可決されることを条件といたします。

訂正箇所4（連結計算書類に係る会計監査報告 27ページ）訂正箇所は下線で表示しております。

【訂正前】

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年3月26日

株式会社デジタルデザイン

取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員	公認会計士	瀧川鉄雄	Ⓔ
業務執行社員			
代表社員	公認会計士	木下隆志	Ⓔ
業務執行社員			

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社デジタルデザインの平成26年2月1日から平成27年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デジタルデザイン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

【訂正後】

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年3月26日

株式会社デジタルデザイン

取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 公認会計士 瀧川 鉄雄 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 木下 隆志 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社デジタルデザインの平成26年2月1日から平成27年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デジタルデザイン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年3月11日開催の取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について平成27年4月22日開催予定の定時株主総会に付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

【訂正前】

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年3月26日

株式会社デジタルデザイン

取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員	公認会計士	瀧川	鉄雄	Ⓢ
業務執行社員				
代表社員	公認会計士	木下	隆志	Ⓢ
業務執行社員				

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社デジタルデザインの平成26年2月1日から平成27年1月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

【訂正後】
計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年3月26日

株式会社デジタルデザイン

取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員	公認会計士	瀧川鉄雄	Ⓜ
業務執行社員			
代表社員	公認会計士	木下隆志	Ⓜ
業務執行社員			

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社デジタルデザインの平成26年2月1日から平成27年1月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されており、会社は平成27年3月11日開催の取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について平成27年4月22日開催予定の定時株主総会に付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

以上